

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7—1310

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（略） 1～7（略） 8 警察			別表第1（略） 1～7（略） 8 警察		
組織	職	区分	組織	職	区分
警察本部	（略）		警察本部	（略）	
	参事官 首席監察官 局長 課長 （会計、教養、監察、 <u>デジタル企画</u> 、 <u>人身安全少年</u> 、 <u>サイバー犯罪対策</u> 、 <u>通信指令</u> 、 <u>捜査第一</u> 、 <u>捜査第三</u> 、 <u>組織犯罪対策</u> 、 <u>交通指導</u> 、 <u>運転免許</u> 、 <u>警備及び緊急事態対策課</u> の課長に限る。） 隊長 （ <u>高速道路交通警察隊長</u> に限る。）	2種		参事官 首席監察官 局長 課長 （ <u>会計</u> 、 <u>留置管理</u> 、 <u>教養</u> 、 <u>監察</u> 、 <u>人身安全少年</u> 、 <u>通信指令</u> 、 <u>捜査第一</u> 、 <u>捜査第三</u> 、 <u>組織犯罪対策</u> 、 <u>交通指導</u> 、 <u>運転免許</u> 、 <u>警備及び緊急事態対策課</u> の課長に限る。） 隊長 （ <u>高速道路交通警察隊長</u> に限る。）	2種
	（略）				（略）
市警察部	（略）		市警察部	（略）	
			<u>サイバー対策本部</u>	<u>サイバー対策本部長</u> 課長 （ <u>サイバー企画課長</u> に限る。）	2種
				課長	3種

		<u>(2種に掲げる課長を 除く。)</u>		
		<u>理事官</u>		
		<u>管理官</u>		<u>4種</u>
警察学 校	(略)	警察学 校	(略)	
(略)		(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。